二　医療保護入院等診療料の施設基準
(1)　当該保険医療機関内に精神保健指定医が適切に配置されていること。
(2)　医療保護入院等に係る患者に対する行動制限を必要最小限のものとするため、医師、看護師及び精神保健福祉士等で構成された委員会を設置していること。
三　重度認知症患者デイ・ケア料の夜間ケア加算の施設基準
夜間において、必要な従事者が適切に配置されていること。
第十一　処置
一　エタノールの局所注入の施設基準
(1)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。
(2)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。
二　人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める注射薬等
(1)　人工腎臓に規定する注射薬
別表第十の三に掲げる注射薬
(2)　人工腎臓の算定回数上限の除外患者
妊娠中の患者
(3)　透析液水質確保加算の施設基準
イ　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。
ロ　透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。
三　歯科点数表第2章第8部処置に規定する特定薬剤
使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）別表第4部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤
四　一酸化窒素吸入療法の施設基準
当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。
第十二　手術
一　医科点数表第2章第10部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準
(1)　通則
緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　皮膚悪性腫瘍切除術（悪性黒色腫センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、腫瘍脊椎骨全摘術、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、人工内耳植込術、上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）、乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。）、同種死体肺移植術、生体部分肺移植術、経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）、経皮的中隔心筋焼灼術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術、植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術、両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術、経静脈電極抜去術（レーザーシースを用いるもの）、大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）、補助人工心臓、植込型補助人工心臓（拍動流型）、植込型補助人工心臓（非拍動流型）、同種心移植術、同種心肺移植術、経皮的大動脈遮断術、ダメージコントロール手術、体外衝撃波胆石破砕術、腹腔鏡下肝切除術、生体部分肝移植術、同種死体肝移植術、腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術、同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術、早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術、腹腔鏡下小切開副腎摘出術、体外衝撃波腎・尿管結石破砕術、腹腔鏡下小切開腎部分切除術、腹腔鏡下小切開腎摘出術、腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術、腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）、同種死体腎移植術、生体腎移植術、膀胱水圧拡張術、腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術、人工尿道括約筋植込・置換術、焦点式高エネルギー超音波療法、腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術、腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術及び内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術の施設基準
イ　当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）、乳腺悪性腫瘍手術、植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術、膀胱水圧拡張術、ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術及び大動脈バルーンパンピング法（ＩＡＢＰ法）については、診療所（治療的角膜切除術（エキシマレーザーによるものに限る。）、乳腺悪性腫瘍手術及び膀胱水圧拡張術については有床診療所に限り、植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術についてはペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術に係る届出を行った診療所に限る。）でもよいこととする。
ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。
二　医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準
(1)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。
(3)　当該手術の一年間の実施件数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
(4)　手術を受ける全ての患者に対して、それぞれの患者が受ける手術の内容が文書により交付され、説明がなされていること。
三　手術の所定点数に含まれる薬剤
外皮用消毒剤に係る薬剤
三の二　輸血管理料の施設基準
(1)　輸血管理料Ⅰの施設基準
イ　当該保険医療機関内に臨床検査技師が常時一名以上配置されていること。
ロ　輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(2)　輸血管理料Ⅱの施設基準
輸血管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
(3)　輸血適正使用加算の施設基準
輸血製剤が適正に使用されていること。
三の二の二　自己生体組織接着剤作成術の施設基準
(1)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている病院であること。
(2)　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。
三の二の三　人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算の施設基準
当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。